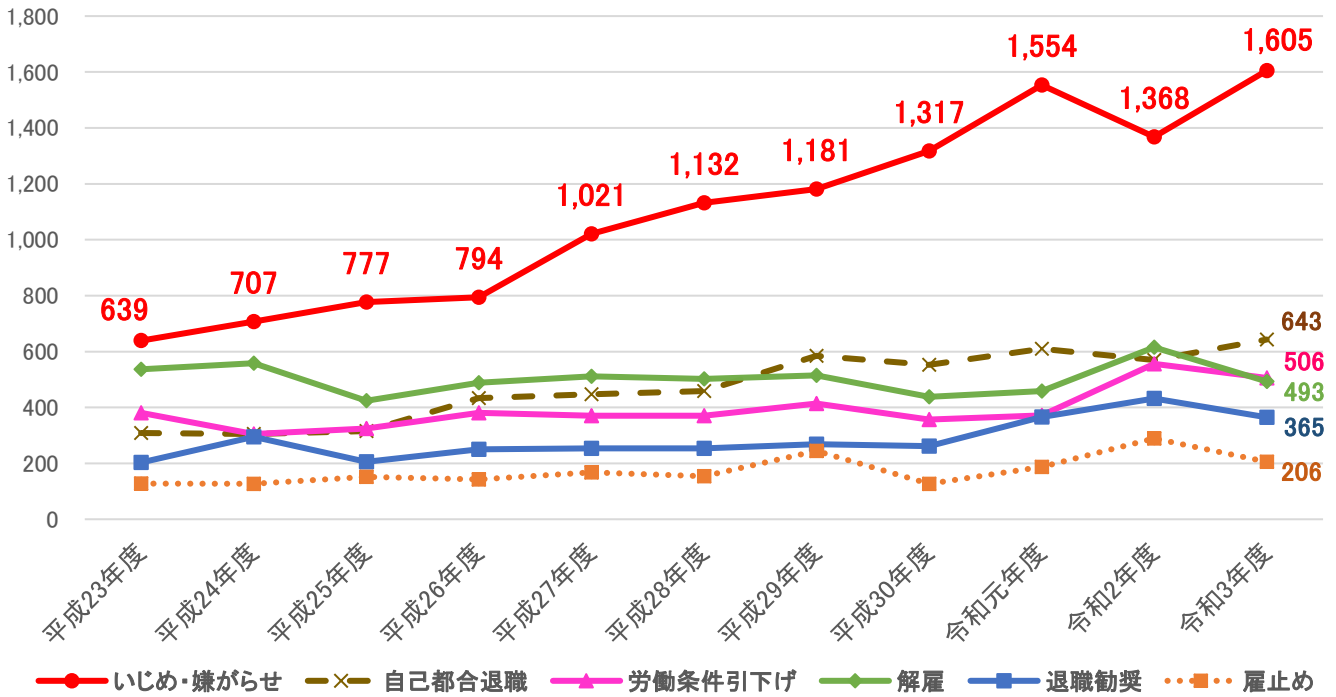


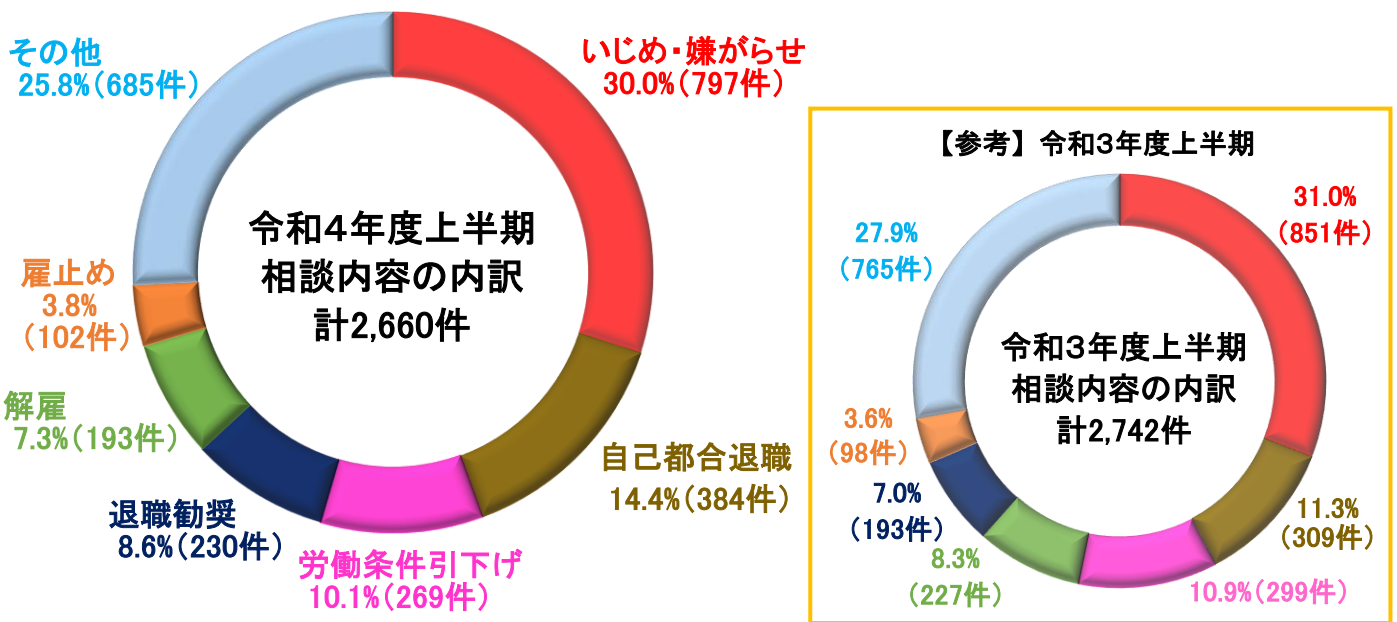
ハラスメントに関する相談状況等

I 民事上の個別労働紛争／主な相談内容別件数の推移



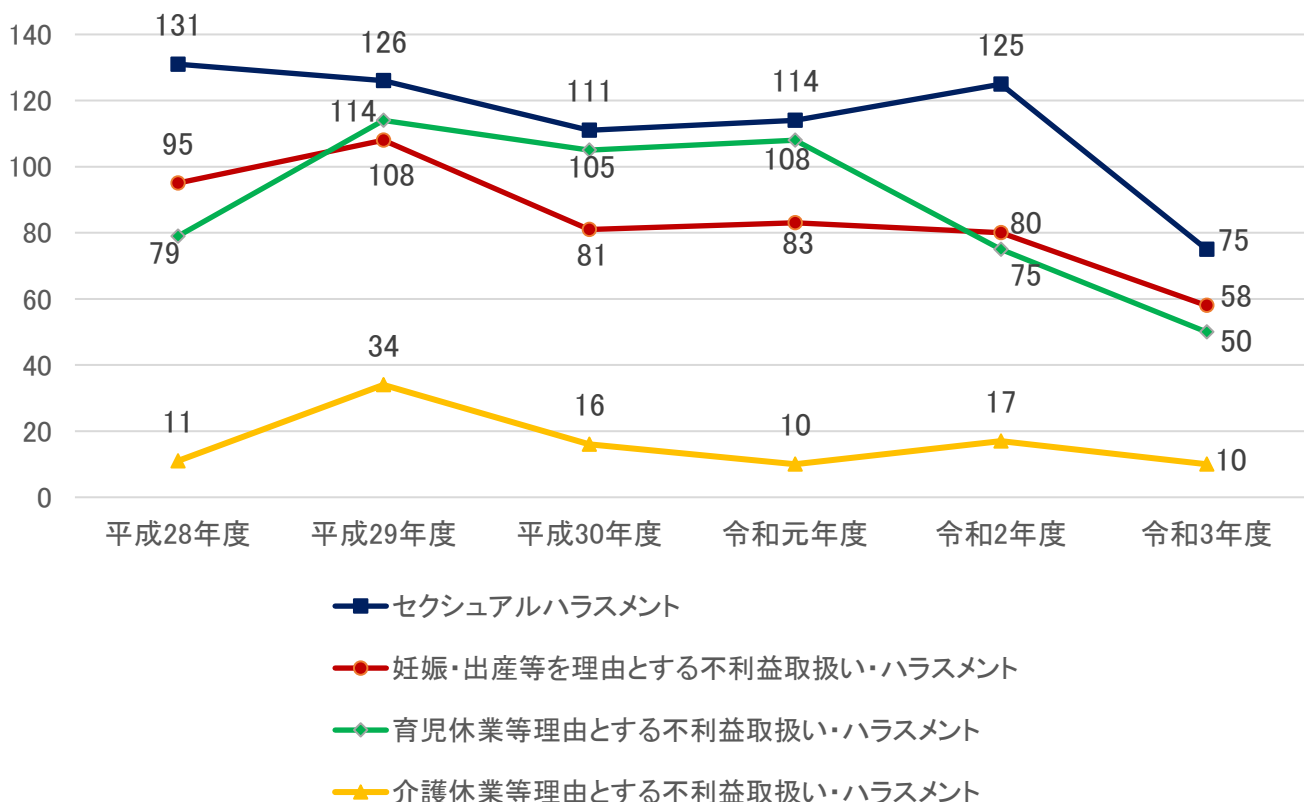
岡山労働局内に設置している7か所の「総合労働相談コーナー」が対応した民事上の個別労働紛争について、相談内容別件数を集計したものの、平成23年度以降、「いじめ・嫌がらせ」に係る相談件数は増加し続け、令和2年度に一旦減少したものの、令和3年度は再び増加に転じ過去最多の1,605件に上った。

II 令和4年度上半期における民事上の個別労働紛争の相談内容の内訳



令和4年度上半期においては、「いじめ・嫌がらせ」に係る相談件数が対前年度同期比で54件減少したものの、依然として相談件数全体の3割を占め、高止まりの状況である。

Ⅲ セクシュアルハラスメント等に係る相談件数の推移



各種ハラスメント等のうち、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い・ハラスメント」、「育児休業等を理由とする不利益取扱い・ハラスメント」及び「介護休業等を理由とする不利益取扱い・ハラスメント」に係る相談件数を集計したもの。

令和3年度においては、いずれの相談内容も対前年度比で減少傾向を示した。

Ⅳ 過去のハラスメント相談事例

《パワーハラスメントの相談事例》

社長の息子から度々、「バカヤロー」、「ボケ」、「アホ」など人前で怒鳴られる。

上司から、顔や腹を殴られたり、蹴られる。

先輩社員から無視される、仕事の協力を何度お願いしても聞いてもらえない、書類を投げ渡される。

役員から、皆の前で「会社にとって価値がない」と言われた。

社長から営業に出なくていいと言われ、ごみの処理や倉庫整理をさせられるようになった。

上司から毎日体重のチェック表の提出を強要される。拒否すると「評価を下げる」と脅される。仕事に絡め、逐一体型のことを言われる。

自分は事務員であるのに、いきなり社長が「図面を書け！」と怒鳴ってきた。

派遣先の職員は、自分のやり方と少しでも違ってもものすごい剣幕で怒り出す。

《セクシュアルハラスメント等の相談事例》

セクシュアルハラスメント

- 男性労働者が私の体型を見て「妊娠しているんじゃないか？」と言い、お腹を触られた。
- 同性からお尻を触られる。不快なので行為者に止めて欲しいと伝え、会社にも相談しているが、止めてもらえない。

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い・ハラスメント

- 最近までつわりで休んでいたところ、会社から「次またつわりで休んだら退職してもらおう」と言われた。
- 産前休業中に賞与の支給があったが、支給日に出勤していないことを理由として賞与が不支給となった。

育児休業等を理由とする不利益取扱い・ハラスメント

- 育児休業取得後に、会社からかなりの圧力をかけられ、準社員からアルバイトへの変更を承諾させられた。
- 育児休業について早めに復帰するよう会社から執拗に言われている。

介護休業等を理由とする不利益取扱い・ハラスメント

- 介護休業の取得について事業主に相談したところ、拒否された。一度退職して介護が落ち着いた状態で復帰したらどうか、と言われた。

V 労働局の対応

○相談対応

総合労働相談コーナーや雇用環境・均等室において、自主解決のための必要なアドバイスをを行います。

○行政指導

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づくハラスメント防止措置について、事業主に対し指導します。

なお、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置については、令和4年4月1日から中小企業に対しても適用されたため、同日以降、大企業・中小企業の別に関係なく指導対象としています。

○労働局長の助言

労使紛争の当事者に対し、問題点を指摘し、関連する法令や裁判例などを示すことにより、トラブルの解決を図ります。

○調停

弁護士や社会保険労務士等の調停委員が当事者間の調整を行い、事案に応じて具体的な調停案を提示します。